

患者さん 及び  
ご家族の皆様

## 病状説明等の実施時間について

現在、様々な分野において「働き方改革」が進められるなか、医師の長時間労働が全国的な問題となっており、厚生労働省より労働時間の短縮に向けた取り組みが求められています。

そのため、当院では、病状説明等の実施時間を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### ○ 病状説明等の実施時間について

患者さんやご家族に対する病状説明等（病状や治療方針、手術に関する説明等）の実施時間は、原則として、平日の8時30分から17時までの間とします。

※ 緊急の場合や夜間に及ぶ手術を行う場合等はこの限りではありません。

令和元年10月

病 院 長